

令和6年度第26回定例人事委員会会議結果

- 1 開催の日 令和 7 年 3 月 2 8 日（金）
2 場 所 人事委員会委員室
3 出席者 委員長 小川 良昭
委 員 岡部 比呂男
委 員 佐藤 典生
（事務局） 事務局長 田中 真生 ほか9人
4 開 会 9 時 10 分

5 議 題 等

【議 題】

- （1）令和7年度定期人事異動に伴う出向の命令及び任命について
- （2）地域手当に関する規則・通知の一部改正について
- （3）特勤勤務手当等に関する規則の一部改正について
- （4）管理職員特別勤務手当に関する規則等・通知の一部改正について
- （5）義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について
- （6）静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則・通知の一部改正について
- （7）職員の退職手当に関する規則の一部改正について
- （8）職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について
- （9）職員の給与に関する規則第2条第9号から第11号までの「人事委員会がこれに準ずると認める試験」について（通知）の一部改正について
- （10）経験年数を有する者の号給の決定について（通知）の一部改正について
- （11）令和7年改正給与条例附則第2項及び第3項等の規定に基づく号給の切替え及び号級の調整について（通知）の制定について
- （12）復職時等における号給の調整の運用について（通知）の一部改正について
- （13）給与条例附則第16項等の規定による給料に関する規則の運用について（通知）の一部改正について
- （14）公益的法人等に派遣される職員等の特例措置要綱等の一部改正について（承認）
- （15）職員の給与に関する規則等の一部改正について
- （16）職務の級の決定及び管理職手当の区分の特例の承認について
- （17）主任職への昇格の特例の承認について
- （18）パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関する承認について
- （19）公平審査について
- （20）公平審査について
- （21）静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部改正について
- （22）静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について

6 審議の概要

- ・議題（1）について、定期人事異動に伴い出向の命令及び任命を行うものであり、原案のとおり決定した。
- ・議題（2）から（5）について、給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行うものであり、原案のとおり決定した。
- ・議題（6）について、条例の改正に伴い所要の改正を行うものであり、資料を一部修正し、原案のとおり決定した。
- ・議題（7）について、雇用保険法の改正に伴い所要の改正を行うものであり、原案のとおり決

定した。

- ・議題（８）について、任期付短時間勤務職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行うものであり、原案のとおり決定した。
- ・議題（９）について、新たな試験区分を創設することに伴い、所要の改正を行うものであり、原案のとおり決定した。
- ・議題（１０）について、給与制度のアップデートに伴い、所要の改正を行うものであり、原案のとおり決定した。
- ・議題（１１）について、給与制度のアップデートにより昇格時号級対応表の改正が行われることに伴い、新たな運用通知を制定するものであり、原案のとおり決定した。
- ・議題（１２）及び（１３）について、給与制度のアップデートによる号給の切替え等が行われることに伴い、所要の改正を行うものであり、原案のとおり決定した。
- ・議題（１４）について、知事及び教育委員会から提出された公益的法人等に派遣される職員等の特例措置要綱等の一部改正に関する承認申請について、申請のとおり承認することを決定した。
- ・議題（１５）について、令和７年度の組織改編等に伴い所要の改正を行うものであり、原案のとおり決定した。
- ・議題（１６）について、知事から提出された職務の級の決定及び管理職手当の支給区分の特例に関する承認申請について、申請のとおり承認することを決定した。
- ・議題（１７）について、知事から提出された昇格の特例に関する承認申請について、申請のとおり承認することを決定した。
- ・議題（１８）について、知事から提出されたパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関する承認申請について、承認することを決定した。
- ・議題（１９）について、令和５年（審）第２号事案に関し、裁決書案について協議し、原案のとおり裁決した。
- ・議題（２０）について、令和５年（審）第１号事案の再審請求に関し、決定書案について協議し、原案のとおり決定した。
- ・議題（２１）について、給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行うものであり、原案のとおり決定した。
- ・議題（２２）について、職員を派遣することができる団体について所要の改正を行うものであり、原案のとおり決定した。

７ 閉 会 14 時 30 分